

3 平常時の活動

地区防災計画の作成

1 地区防災計画とは

東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。(平成26年4月1日施行)

詳細

地区防災計画ガイドライン

検索

2 地区防災計画作成の手引き

市では、この地区防災計画の作成を支援するために、計画のひな形に注意点を記載した「地区防災計画作成の手引き」を作成しました。計画に定めなければならない内容や決まった様式等はありませんが、計画を作成する際にご活用ください。

詳細

三島市 地区防災計画の手引き

検索



3 地区防災計画の実例

「地区防災計画」は自主防災組織が三島市防災会議に対して提案を行い(計画提案)、その提案を受けて三島市防災会議が、三島市地域防災計画に地区防災計画を定めることができます。現在、自主防災組織が作成した8地区の地区防災計画について三島市地域防災計画に位置付けています。



詳細

三島市 地区防災計画

検索

防災訓練の実施方法

1 効果的な訓練実施のポイント

- 災害時と同じ行動を訓練に取り入れることによる実践的な訓練
- 参加者を多く集めるため、自治会のイベントと抱き合わせて実施
- 多人数参加の訓練は年1回維持し、少人数による目的別の訓練の実施
- 市から無償提供可能な備蓄食料を参加者に配布
- 会場での訓練に参加できない方は、黄色いハンカチ作戦による自宅での安否確認の掲示のみでの参加も認める

2 三島市への書類提出

- (1) 訓練実施1ヶ月前 様式集「自主防災訓練予定申込書(実施計画書)」
 (2) 訓練実施後 様式集「自主防災訓練実施報告書」

3 実施方法

(静岡県防災訓練事例集 「だって、みんなで助かりたいもん！」参照)

災害時の実施事項	訓練の実施内容
自主防災組織本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災本部の開設 ● 収集した情報を地図・ホワイトボードに記載 ● 自主防災組織災害対応訓練(イメージTEN) ● 組織図の班別に役割の確認
初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ● 消火器・バケツリレーによる消火訓練 ● 可搬ポンプによる消火訓練
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 黄色いハンカチ作戦を活用した安否確認の実践 ● 世帯名簿の活用方法を確認
救出・救助	<ul style="list-style-type: none"> ● 毛布等を使った簡易担架づくり ● 担架搬送訓練 ● 車のジャッキを使用した救出訓練
救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 救護訓練 ● 応急手当 ● AED講習 ● NPO 災害・医療・町づくりによる市民トリアージ講習
高齢者・障がいのある人の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者名簿による高齢者宅等の確認 ● 車椅子、おんぶ等による避難支援
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所開設訓練(関係する自主防災組織と連携) ● 避難所運営ゲーム(HUG) ● 避難所の市防災倉庫内の資機材の周知

炊き出し	<ul style="list-style-type: none"> ● 炊き出し訓練 ● 給水訓練
危険箇所の把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害図上訓練（D I G） ● 土砂災害警戒区域・浸水想定区域の現地確認
防災資機材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災倉庫内の資機材の展示及び説明 ● 発電機、可搬ポンプ、ろ水機等の動作点検 ● 簡易トイレの設置

4 訓練の課題と工夫した訓練の実施方法

(1) 実践的な防災訓練の実施

課題点	<ul style="list-style-type: none"> ● 多人数参加の訓練であると参加者全員に訓練内容を伝えることが難しい、見ているだけの人が多い
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ● 多人数参加の訓練は年1回維持 ● 一定の人数による目的別の訓練を実施

(2) 小中学生の参加促進

課題点	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学生の参加が少ない ● 9月上旬は行事、テスト週間があり参加が困難
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月第1日曜日の地域防災の日に訓練を実施 ● 避難所単位で一斉に訓練を実施

(3) 市民行動フローに沿った訓練

課題点	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震発生時の行動フローを周知したい。 ● 一時避難地、避難経路、避難所の位置を周知したい
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ● 行動フローに沿って、一時避難地→避難経路→避難所とそれぞれの場所を実際に多くの住民で確認しながら避難 ● 地域の中での危険と思われる家屋、ブロック塀、電柱などを確認

(4) 自主防災本部の設置運営

課題点	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部の位置が明確でない ● 役員が設置手順を熟知していない
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部設置の設置手順、準備物（地図、名簿、マジック、鉛筆など）の確認 ● イメージTENによる図上訓練によるシミュレーション ● テントを建て住民に本部の位置を周知

(5) 各班員の役割の周知

課題点	● 組織名簿はあるが名前だけで役割が周知できない
改善策	● 27ページの動画「自主防災組織の活動班の役割」を視聴 ● 班単位で集まり、役割や行動、準備物を話し合いイメージトレーニングや不足するものの確認を行う

(6) 安否確認訓練

課題点	● 安否確認の方法が明確でない
改善策	● 世帯名簿を作成→安否確認のチェックを実践 ● 黄色いハンカチ作戦を取り入れ、より多くの参加を図る

(7) 高齢者、障がい者の避難支援

課題点	● 高齢者、障がい者の支援の方法が分らない
改善策	● 高齢者宅を組単位で確認→支援する人を特定 ● 担架、車椅子など実際の避難の手法を実践

(8) 防災倉庫の資機材の周知

課題点	● 防災倉庫に何が入っているか一部の人しか知らない ● 資機材の使用方法が分らない
改善策	● 資機材をすべて出して、実際に多くの住民に見てもらい、使ってもらい

(9) 市防災倉庫の資機材の使用訓練

課題点	● 防災資機材の使用方法が分らない
改善策	● 危機管理課職員の立ち会いのもと、リストで備蓄している備品を見ながら説明を受ける ● ろ水機の使用方法、仮設トイレ等を設置する

(10) 避難所の運営訓練

課題点	● 避難所運営方法が良く分らない、決まってない
改善策	● 避難所単位で連携し、実践的な訓練を実施 ● 体育館での受付、入室の方法を確認 ● 避難所のレイアウトを設置 ● グラウンド、体育館の自主防災組織の配置確認

【訓練の参考となる市ホームページ動画】

<p>自主防災組織の活動班の役割</p>	<p>災害時のトイレ対策</p>
	
<p>重量物除去訓練</p>	<p>発電機のメンテナンスの方法</p>
	
<p>車いすによる避難支援</p>	<p>家具の固定方法</p>
	

詳細は

三島市 防災 動画

検索



防災知識の普及・啓発

「自らの地域は皆で守る！」ためには、地域住民の防災意識の向上が何より重要です。また、自主防災組織で班別の役割や体制を決めても、多くの住民に周知できなければ災害時に機能しません。そのため、自主防災活動の強化の一步となる研修会や勉強会等を開催しましょう。危機管理課職員や派遣講師による出前講座の実施やさまざまな相談等を受けますので、お気軽にお声がけください。

1 出前講座・訓練

(1) 出前講座の説明内容

- 防災の基礎的な話
- 三島市の地震等の被害想定
- 避難所の運営
- 三島市の地震等の被害想定
- 地震発生時の行動
- 風水害発生時の行動
- 過去の大規模災害の教訓
- 三島市の取組
- 住宅の安全対策（耐震化対策等）、避難経路沿い等のブロック塀等安全対策



(2) 災害図上訓練

- D I G（地域の危険箇所を把握）
- イメージT E N（災害時の組織の対応を具体的に考えるシミュレーション）
- H U G（避難所運営ゲーム）

(3) 災害時のトイレ対策講習

- 便座を使った携帯トイレの使用方法や効果を確認できます（3-⑥参照）

(4) 講師派遣

- 防災指導員の派遣（3-④参照）
- 市民トリアージ研修会の講師派遣（3-⑦参照 防災活動事業費補助金対象）
- 自衛隊による防災教室（3-⑧参照）
- 日本赤十字社の講習（3-⑨参照）

2 実施日

危機管理課職員と事前に相談の上決定
（休日の午前及び平日の開催対応）

3 依頼方法

様式集「出前講座・訓練実施依頼申請書」
を危機管理課に提出



減災のための対策や災害図上訓練の指導を行う

三島市防災指導員

三島市防災指導員とは、地域防災力向上のため、自主防災組織や学校などで行われる図上訓練や防災研修会、避難所開設訓練において、細かな訓練指導や情報提供を行う市民ボランティアです。平成14年に創設されてから、防災士やベテラン防災委員等のほか、防災に対して熱意があり、防災活動の指導者として適任であると市が認めた人に依頼しており、現在は15名で活動しています。

出前講座の講師や防災訓練の指導者として防災指導員の派遣を希望される場合は、危機管理課までお問い合わせください。

○活動内容

- ・ 地域での防災意識の向上の啓発
- ・ 防災訓練実施の指導
- ・ 自主防災組織のリーダー育成
- ・ 災害図上訓練等の指導
- ・ 防災講演会の講師
- ・ 避難所開設方法の指導 など



※希望日時、場所、人数、研修内容など、まずは危機管理課までご相談ください。

地震体験車の予約

地震体験車は、震度7までを体感することができる県所有の車両です。1台の車両を東部14市町が交代で使用しています。予約の競争率が非常に高いため希望に応えられない場合が多くあります。

【令和6年度の予約】

秋まではほとんどの日程が予約済となっていますが、8月や12月～来年3月は空いている日もあります。予約を希望される場合には、電話にてご連絡願います。

【令和7年度の予約】

1月末までに危機管理課に電話で申し込み(☎983-2751)



3月上旬に県にて他市町との抽選会に参加



3月中旬に市にて抽選会(同日に複数の自主防災組織の申し込みがあった時)

3月中旬以降の申し込みは、空いている日のみ使用できます。



災害時のトイレ啓発講習

○啓発のポイント

- 各家庭での災害時のトイレ対策の重要性
- 携帯トイレの取り扱い方法
- 汚物処理剤でどれだけ水分を吸収することができるか
- 汚物処理剤の消臭効果
- ペットの砂、新聞紙の有効性
- 大人用おむつの活用

○講習の流れ（例）

災害時のトイレ対策の必要性の説明 (10分)

災害時トイレ対策の実践 (20分)

- 携帯トイレ実施方法のデモ説明（ペットボトル水、仮想便）
- 大人用おむつを活用した処理
- ペット用砂、新聞紙での効果確認
- 各班に分かれて実践

消毒液の作成の実践 (5分)

○説明者 自主防災会役員（市ホームページの動画で事前学習）又は危機管理課職員、防災指導員

○準備物

- 便座（5台まで市で貸出可）
- 携帯トイレ（10個まで市で配布可）
- ペットボトル（穴入）
- 仮想便（廃棄予定の備蓄食料で作成）
- ペットの砂
- 新聞紙
- 大人用おむつ
- 芳香剤（廉価なもので可）
消臭効果確認用
- ウエットティッシュ
- 塩素系漂白剤
- ごみ袋



詳細

三島市 災害時のトイレ対策動画

検索

市民トリアージ研修会の講師派遣

三島市では災害時にけがをした人の程度を手早く判断する市民トリアージの講師の派遣に要する費用を補助します。必要な手続きについては、下記のとおりです。

○講師 NPO法人災害・医療・町づくりの理事（医師又は看護師）

○研修内容

- ・地域の被害想定説明（必須）
- ・市民トリアージ
- ・クラッシュ症候群対応
- ・身近にあるものを使った応急手当など



○時間 1回 2時間半～3時間

○研修費用 交通費込 15,000円

（うち 市防災活動事業費補助金 1/2補助）

※三島駅からの講師送迎は各団体でお願いします。

○準備物 研修実施：プロジェクター・スクリーン・マイク等
 応急処置：ビニール袋・タオル・ダンボール副木等
 危機管理課で貸し出しますので、事前に申請してください。

○NPOで用意するもの パソコン

○研修実施の流れ

- ①訓練計画策定
- ②NPOへ講師派遣依頼（日程調整含む）※メールでお願いします。
 - ・メールアドレス：triage.shizu@gmail.com
 - ・電話：090-4447-5946（事務局） ※メールが使えない場合のみ
- ③NPOへ訓練申込書提出（NPOホームページからダウンロード）

NPO法人災害・医療・町づくり

検索

- ④市へ補助金交付申請書提出（防災資機材、防災訓練と同時申請可能）
- ⑤市から補助金交付決定通知送付
- ⑥研修会の実施（自主防災組織：研修費用支払い NPO：領収書発行）
- ⑦事業完了報告書の提出
- ⑧市から補助金の交付（振込）

自衛隊による防災教室

自衛隊では、災害時に役立つ知識や技能を有する現役自衛官の講師を派遣します。必要な手続きについては、下記のとおりです。

○講師 自衛隊静岡地方協力本部 広報官

○研修内容

- ・災害時に役立つロープの結び方（ヒッチ、ベント、ノット）
- ・土のう作成要領
- ・素手でのビニールロープの切り方
- ・患者搬送方法
- ・応急担架作成方法
- ・いざという時に役立つほふく前進の基本
- ・自宅で避難生活する為の防災準備（講話）

上記から希望の項目を選択してください



○時間 1回 1時間～2時間

○対象者 中学生以上

○研修実施の流れ

自衛隊三島募集案内所へ講師派遣依頼（内容及び日程調整含む）

- ・電話（担当）：080-4367-4931
- ・電話/FAX：055-989-9111
- ・メールアドレス：mishima@rct.gsdf.mod.go.jp

上記にて希望日時、場所、人数、研修内容等ご相談ください。

※日程や人員の関係でご希望に添えない場合もございます。まずはご連絡ください。

日本赤十字社の講習

日本赤十字社は「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、災害時に役立つ各種講習の講師を派遣します。必要な手続きについては、下記のとおりです。

○講師 赤十字講習指導員
赤十字奉仕団員

○研修内容

- ・避難生活での自助・共助
- ・心肺蘇生 AED
- ・乳幼児の心肺蘇生 AED
- ・けがの手当（三角巾）
- ・身近なものを使ったこどものけがの手当
- ・災害時における乳幼児への対応
- ・災害時における高齢者支援
- ・包装食作り（炊き出し）※材料費自己負担
上記から希望の項目を選択してください。

○時間 1時間半～2時間

○講習実施の流れ

2ヶ月前までに三島市福祉総務課（055-983-2610）へ問い合わせください。
※日程や人員の関係でご希望に添えない場合がありますので、一度ご相談ください。

避難生活での自助・共助
(ペーパーバッグ)



心肺蘇生+AED



包装食作り（炊き出し）



災害時高齢者支援（リラクゼーション）



「わたしの避難計画」の作成





1 「わたしの避難計画」とは

身の回りの災害リスクに備えて、「どのタイミングで」「どこに」避難するかをあらかじめ整理した一人ひとりの避難計画です。

前もって「わたしの避難計画」を作成し、家の中の目につく場所に貼っておくことで、いざという時の避難に役立ちます。

わかりやすい内容ですので、町内の防災の取り組みとして「わたしの避難計画」を作成しましょう。

2 「わたしの避難計画」作成例

<p>作成日 年 月 日</p> <p>冷蔵庫や玄関など 目につく場所に貼っておこう!</p> 	<h2>わたしの避難計画</h2> <p>大雨 ( 河川氾濫・  土砂災害)</p> <p>大雨① ハザードマップで自宅の危険を確認し、記入</p> <p>大雨② 避難のタイミング、避難先、情報収集手段を記入</p>
<p>河川氾濫による危険</p> <p>(いずれか1つに☑)</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋流出のおそれあり (家屋倒壊等氾濫想定区域内)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 家屋流出のおそれはないが 浸水のおそれあり [右から選んで☐で囲もう]</p> <p><input type="checkbox"/> 危険なし</p> <p>5m~10m未満 3m~5m未満 0.5m~3m未満 0.5m未満</p> <p>土砂災害による危険</p> <p>(いずれか1つに☑)</p> <p><input type="checkbox"/> 土砂災害のおそれあり [下から選んで☐で囲もう]</p> <p>土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 危険なし</p>	<p>●避難のタイミング</p> <p>避難指示</p> <p>●避難先</p> <p>〇〇小学校</p> <p>●情報収集手段 (〇を付けよう 複数可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> 三島市公式LINE <input type="radio"/> みしまるホットメール <input type="radio"/> 静岡県防災アプリ <input type="radio"/> テレビ d ラジオ <input type="radio"/> その他()
<p><河川水位・画像情報一覧> 三島市総合モニタリング情報配信システム 近くの川の様子を自宅から安全に確認しよう!</p> <p>2次元コードが読み込めない場合は、 「河川水位 三島市」で検索!</p> <p>河川水位 三島市 <input type="button" value="検索"/></p>  <p>自由記載欄 (持ち出し品や、家族や親戚の電話番号 など)</p> <p>持ち出し品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> メガネ <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 血圧の薬 	<p>地震</p> <p>地震① 大地震発生時の行動を確認し、安否確認方法を記入</p> <p>大地震がおさまったら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレーカーを落とす ・ガスを止める <p>地区の安否確認</p> <p>〇〇公園 に集まる</p> <p>自宅に被害があったら 指定避難所へ</p> <p>自宅に被害がなかったら 自宅で待機</p> <p>大地震に備え、1週間分の水・食料・生活必需品の備蓄をしましょう!</p>

※三島市ホームページより様式がダウンロードできます。

黄色いハンカチ作戦

1 概要

「黄色いハンカチ作戦」は、災害時に「**わが家は大丈夫。他の人を助けてほしい。**」というメッセージとして、道路から見える場所(玄関・ベランダ等)に黄色い布等を掲げるものです。災害時、家の中に**要救助者がいないこと**を知らせることで、地域での安否確認がスムーズになり救助活動の効率化が図られます。**(家の中に人がいないことを知らせるものではありません)**

2 実施方法

(1) 開始の基準 市内の震度が5弱(基準は各団体で変更可能です。)

(2) 実施方法

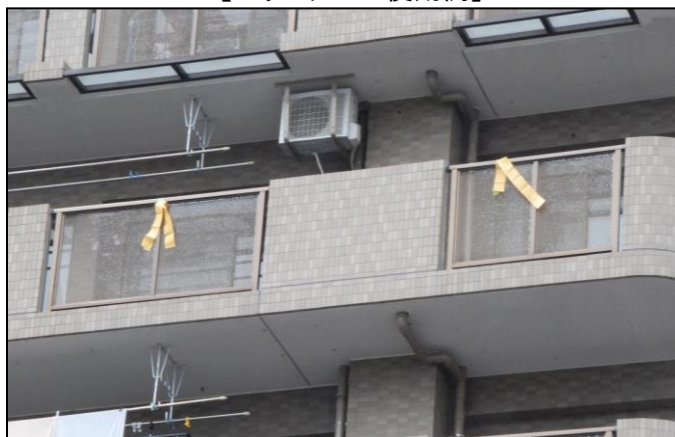
「要救助者がいないこと」を伝えるため黄色いハンカチを玄関などに掲げる。掲げるものは、各団体で認識が統一されていれば、黄色ではなく白いタオルなどでも構いません。

(3) 掲げる期間 発災後、24時間(2回目の地震発生もあるため一旦回収する)

【玄関での使用例】



【ベランダでの使用例】



3 訓練の実施 平常時に訓練を実施しないと災害時に機能しません。年1回以上、訓練を実施して地域住民の意識を高めることが大切です。

4 保管方法 災害時にすぐに取り出せるよう冷蔵庫など目に付くところで保管しましょう。

【冷蔵庫での保管】



5 実施状況 97団体(一部実施を含む。) / 市内143団体中
令和6年3月末現在

6 購入方法

- (1) 価格 1セット2枚・200円
- (2) 様式集「黄色いハンカチ」の購入申込書にて申込み
- (3) 申込先 (福)三島市社会福祉協議会 さわじ作業所
TEL 055-989-8211 FAX 055-939-8182

避難行動要支援者の支援活動マニュアル（概要）

当マニュアルは、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の名簿と個別の避難計画の作成や地域の支援体制づくりを推進するため、自主防災組織(自治会)と民生委員・児童委員が共有し、連携して避難行動要支援者の避難支援活動を行うための行動の手順書として活用するものとする。

1 災害時の活動に対する基本的な考え

- ① 避難支援者自身も被災者となることを踏まえ、無理のない活動を考える。
- ② 自分と家族の安全と健康を守ることがなにより重要である。
- ③ 自主防災組織役員と民生委員だけでなく、地域ぐるみの活動として取り組む。
- ④ 日々の活動の延長に災害時の避難行動要支援者の支援活動があることを意識する。
- ⑤ 避難支援等関係者以外に避難行動要支援者名簿の個人情報漏れることが無いよう守秘義務に努める。(災害対策基本法49条の13)
- ⑥ 災害時の避難支援を行う人の行動に対して、批判したり責任の追及をしない。

2 基本的な役割分担

自主防災組織 (自治会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での自主防災活動の実施主体 ・ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成 ・ 避難所運営の実施主体 ・ 避難行動要支援者の自宅からの避難支援
民生委員 (福祉総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の調査及び名簿・個別避難計画作成の協力 ・ 避難行動要支援者の安否確認 ・ 避難行動要支援者の避難所での生活支援

3 用語の説明

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等
避難行動要支援者	上記の要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難支援が必要な次の者 ① 要介護認定3～5の者 ② 身体障害者手帳1～2級の者 ③ 精神障害保健福祉手帳1～2級の者 ④ 療育手帳A判定の者 ⑤ 難病患者 ⑥ 一人暮らし高齢者(80歳以上)又は高齢者(80歳以上)のみの世帯 ⑦ 自治会が支援が必要であると認めた者
避難支援者	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行うよう努める人・団体(組等)
避難支援等関係者	自主防災組織(自治会)、民生委員、消防署、消防団、警察、社会福祉協議会等
名簿	避難行動要支援者名簿のことであり、次の2種類に区分される。
	名簿(A) 平常時から地域に提供する名簿(個人情報提供に同意した者の名簿) 名簿(B) 災害時のみ地域で公開できる名簿(個人情報提供に不同意である者の名簿)
個別避難計画	名簿(A)の掲載者について、災害時に避難支援を行う人・団体(組等)や避難誘導方法、避難場所、緊急連絡先等を記載した個人ごとの避難計画

4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成の流れ

1月末～2月

市は、対象者（新規要件到達者及び不同意者）に個人情報の提供についての同意確認調査ハガキを送付し、同意不同意の回答を市に返信



3月中旬頃

避難行動要支援者の状況把握調査を市から民生委員・児童委員に直接依頼



3月中旬～5月末頃

民生委員・児童委員が「名簿(A)」に記載される避難行動要支援者を戸別訪問し、「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」の作成に対する同意を改めて確認するとともに、避難支援に係る状況の把握調査を行う。

※ 「名簿(A)」とは、避難支援に係る自身の個人情報を自主防災組織（自治会）や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供することに同意した人の名簿のこと



6月～8月末頃

市が民生委員・児童委員の調査結果を基に「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」を作成する。

※ 「名簿(B)」(個人情報の外部提供に不同意である人の名簿)も市が別に作成する



9月下旬以降

自主防災組織(自治会)及び民生委員・児童委員に「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」を提供する。

※ 並行して作成する「名簿(B)」は、自主防災組織(自治会)に対して災害時に提供する



9月下旬以降

「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」を基に自主防災組織(自治会)が避難行動要支援者を戸別訪問し、避難支援者・避難方法等を決定する。

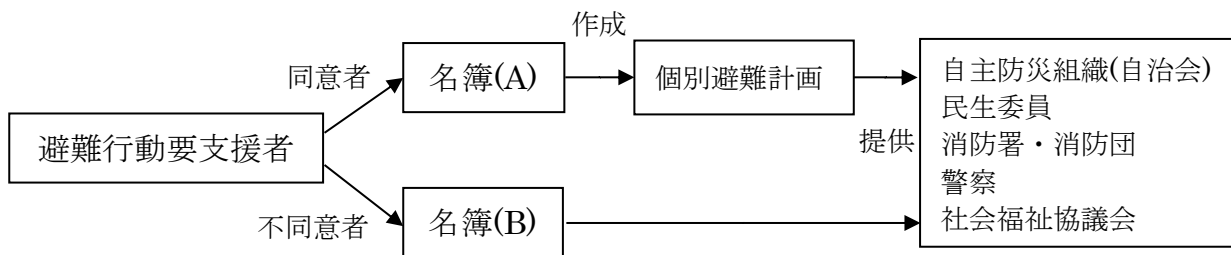
※ 戸別訪問には、民生委員・児童委員は率先して連携・協力する。自主防災組織は、決定した避難支援者や避難支援に係る必要事項を「個別避難計画(様式2)」に記載する。



自主防災組織は、完成した「個別避難計画(様式2)」の写しを三島市に提供する。

三島市は、提供された「個別避難計画(様式2)」を保管するとともに、民生委員・児童委員に情報提供する。

5 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の関係イメージ図



※名簿B：災害時のみ公開、個別避難計画の作成なし 自主防災組織（自治会）に対しては、災害時に提供する。

6 避難支援の開始の基準

各自主防災組織(自治会)の判断にゆだねられますが、以下の情報を一つの目安として、安否確認・避難支援を行ってください。

区 分	事 例
地 震	市内で震度5強以上の地震
風 水 害 時	市が警戒レベル3「高齢者等避難」を発令時 土砂災害想定危険区域 又は 浸水想定区域に住む避難行動要支援者が対象

資料に関するお問い合わせや、福祉総務課による出前講座を希望する場合は下記までご連絡ください。

三島市役所 福祉総務課 TEL 055-983-2610

《様式 1》

自主防災会・自治会・町内会 年 月 日作成

三島市避難行動要支援者名簿

番号	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	住所又は居所	電話番号等	組・班等	避難支援等事由					安否確認	備考	
									要介護	障がい	難病	高齢独居	高齢世帯			その他
1	三島 太郎	シマ タロウ	男	昭和〇年〇月〇日	80	北田町 4 番 47 号	983-0000	2 組					<input checked="" type="checkbox"/>			新規
2	三島 花子	シマ ハナコ	女	昭和〇年〇月〇日	82	北田町 4 番 47 号	983-0000	2 組					<input checked="" type="checkbox"/>			
3	大社 桜	タイシャ サクラ	女	平成〇年〇月〇日	45	北田町 99 番 99 号	000-9999	3 組		<input checked="" type="checkbox"/>						
4	湧水 清	ユウスイ キヨシ	男	昭和〇年〇月〇日	78	北田町 0 番 0 号	000-1234	8 組	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
5																
6																
7																
8																
9																
10																

※ 安否確認 : 災害時において安否を確認済み

《様式2》

個別避難計画

この個別避難計画は、避難行動要支援者が避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害時における安否確認や避難行動の支援等を受けるために作成するものですが、同意によって、災害時の避難支援等が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援を実施する者は法的な責任や義務を負うものではありません。

三島市長 あて

私は、上記の内容を理解し、また、三島市避難行動要支援者計画の趣旨に賛同し、下記の情報について、三島市が自主防災組織(自治会・町内会)、民生委員・児童委員及び避難支援者に提供することに同意します。

令和 年 月 日 氏名 _____

【※代理の方が記載する場合】代筆者氏名 (本人との関係)

作成者	自主防災組織 (自治会・町内会)	〇〇自治会	組・班等	2組	民生委員	三島 桜						
	フリガナ氏名	ミシマ タロウ 三島 太郎	性別	男	作成年月日	令和 2年 4月 1日						
三島市・民生委員 避難行動要支援者	住所(居所)	三島市北田町4番47号			自宅電話	983-0000						
					携帯電話	000-9999-9999						
	生年月日	〇年 〇月 〇日 (80歳)			F A X							
	避難行動要支援者対象区分	介護認定者 (<input type="checkbox"/> 要介護3・ <input type="checkbox"/> 要介護4・ <input type="checkbox"/> 要介護5) 身体障害者手帳所持者 (<input type="checkbox"/> 1級・ <input type="checkbox"/> 2級 < >) <input type="checkbox"/> 療育手帳A所持者 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳所持者 (<input type="checkbox"/> 1級・ <input type="checkbox"/> 2級) <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> 高齢者 (<input type="checkbox"/> 一人暮らし(80歳以上)・ <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者(80歳以上)のみ世帯) <input type="checkbox"/> その他 ()										
	病名	筋萎縮性側索硬化症	かかりつけ医療機関	せせらぎ病院	電話番号	055-999-9999						
	デイサービス等利用状況	利用施設等	みしまデイ	利用状況	曜日	月	火	水	木	金	土	日
					午前	〇	〇			〇	〇	
					午後		〇		〇	〇		
	本人状況・家族構成等	妻と2人暮らし、息子夫婦が〇〇で暮らしており、時折様子を見に来ている。										
	災害時に配慮しなければならない事項	<input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行がむずかしい <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 状況(危険)の判断がむずかしい <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない 避難する時に誰かに介助して欲しい(<input checked="" type="checkbox"/> 支えが必要・ <input type="checkbox"/> 杖・ <input type="checkbox"/> 歩行器・ <input type="checkbox"/> 車イス)										
緊急時の家族等の連絡先												
	氏名	住 所			電話番号	本人との関係						
1	三島 次郎	三島市北田町〇番〇号			000-9999	子						
2	三島 桜子	三島市北田町〇番〇号			自治会・町内会記入欄	00-9999	子の妻					
自治会(自主防災組織)	避難支援者	氏名(団体名)	住 所			電話番号	本人との関係					
	1	〇〇防災会組長										
	2	三島 支援	三島市北田町〇番〇号			555-5555	隣家					
	一時避難地	〇〇公園			避難所	〇〇小学校						
特記事項												

避難行動要支援者の避難行動支援の取組事例

この資料では、避難行動要支援者の避難行動支援について、先進的な取組を実施している自治会を紹介いたします。それぞれ地域の特性に応じて日々の防災活動を進めていると思いますが、参考資料としてご活用ください。

1 三恵台自治会

活動のポイント

①班分けと避難支援者の選定

三恵台は自治会内を8班27組に分けており、避難支援者は初動安否確認をするそれぞれの組長が担っている。また、1班に1人要配慮者班員を配置している。また、これとは別に単年度ではなく複数年担う要配慮者を統括する防災委員を2人置いている。

②民生委員との連携

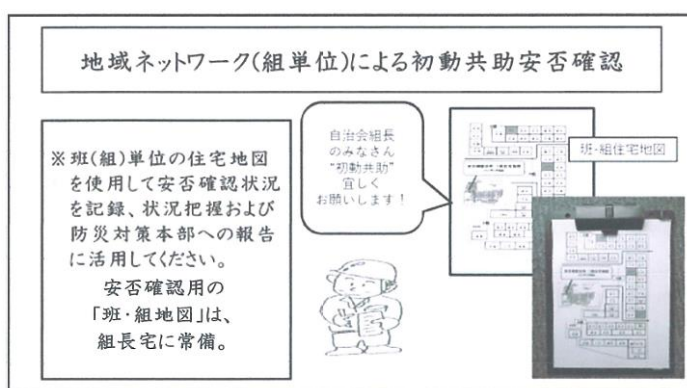
4月に実施している基礎研修会には民生委員・児童委員等の関係者を交え、地域全体で共通認識を持つようになっている。

③班（組）単位の地図の配布

要支援者宅、避難支援者宅（組長）、要配慮者班員宅等を地図上に印を付け、各組長、民生委員・児童委員と共に情報共有をしている。

三恵台自治会人口（R4.9.30時点）

1,077人



2 多呂自治会

活動のポイント

①要支援者近隣マップの作成

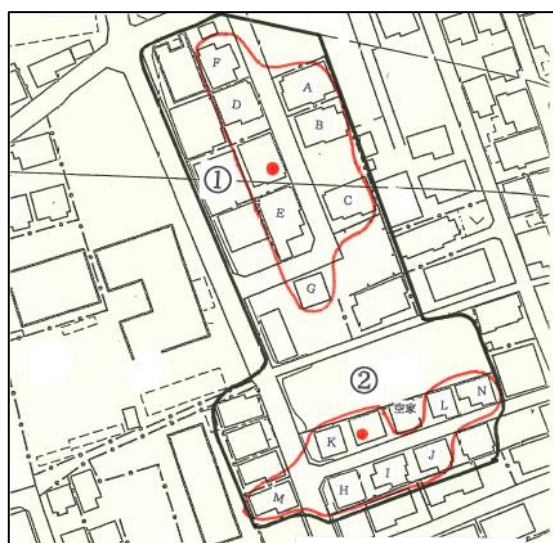
個別避難計画に右図のような地図を添付し、要支援者と避難支援者が一目で分かるようになっている。

【多呂自治会での地図作成手順】

- 自治会の情報啓発班主導となり、自治会、民生委員・児童委員を交えて地図に鉛筆で地図案を作成する。
- 案を組長に渡し、各組で加筆修正を加えてもらい、再度情報啓発班に戻す。
- 加筆修正された地図を情報啓発班で仕上げ、保管する。

多呂自治会人口（R4.9.30時点）

1,252人



↑地図上の●が要支援者、曲線内のA～G、H～Nが支援者。支援者を要支援者宅の向こう三軒両隣とし、地域全体で見守りを実施

資料に関するお問い合わせや、福祉総務課による出前講座を希望する場合は下記までご連絡ください。

三島市役所 福祉総務課 TEL 055-983-2610

防災資機材の整備・点検について

災害時の自主防災活動や避難生活に備え、必要な資機材を備えておきましょう。これは、300世帯で必要となる標準的な防災資機材の一覧です。

資機材等名	標準300世帯の 装備基準	資機材等名	標準300世帯の 装備基準
情報伝達用資機材		避難用資機材	
メガホン		強力ライト	6
電池メガホン	3	標旗	6
簡易無線機	2	腕章	6
トランジスターラジオ		ロープ	1
消火用資機材		避難生活用資機材	
消火器	10	発動発電機	1
消火器格納箱	10	コードリール	
バケツ	30	投光機	
砂袋	200	照明スタンド	
C級可搬ポンプ一式	2	かまど	3
障害物除去用資機材		釜	3
バール	5	鍋	6
丸太	5	やかん	
折畳梯子	3	移動式炊飯器	3
脚立		ポリ容器	
のこぎり	5	受水槽(1 ^ト)	1
掛矢	3	ろ水機(2 ^ト /h)	1
斧	3	ビニールシート	100
スコップ	10	仮設トイレ	
つるはし	10	非常用排便収納袋	
鍬	10	防災用毛布	
もっこ(網状の運搬用具)	10	その他資機材等	
石み	10	テント	2
なた	5	防災用倉庫	1
ペンチ	5	備蓄燃料用スチールタンク	
鉄線ばさみ	5	ヘルメット	
大ハンマー	3	工具セット	
片手ハンマー	5	工具箱	
一輪車	2	軽トラック(災害時に借用)	可能台数を把握
ロープ	2		
ゴムボート	1	地域の特性に応じた防災資機材	
リヤカー	1	土のう・砂(浸水想定区域)	
ジャッキ	3	階段用車いす(マンション)	
チェーンソー	3	車いす・リヤカー・おんぶ紐 (高齢化の高い地区)	
エンジンカッター			
コンクリート破碎機			
ウインチ			
チェーンブロック			
救護用資機材			
担架	3		
救急セット	10		
簡易ベッド			
三角巾			
さらし			
重量物除去用木材(一式)			

防災グッズの貸し出し

防災訓練、自治会でのイベント、研修、講習時に防災について身近に体験していただくため、市が所有する防災グッズを貸し出します。

○ 貸し出すグッズ

- 水消火器 ※1 組織につき 30 本まで（数に限りがあります）
- 水消火器用まと
- オイルパン
- 簡易トイレ（便座）※1 組織につき 5 台まで （3-6参照）
- 携帯トイレなど（凝固剤・猫砂等）※1 組織につき 10 個まで （3-6参照）
- 家具転倒防止パネル
- 非常持ち出し袋
- 子どもが背負って逃げる防災クマさん
- 防災紙芝居
- DVD等

○ 申込み方法

危機管理課まで、お電話または、様式集「防災グッズ等の貸出し申込書」をご提出ください。

【防災クマさん】



僕の中にグッズを入れて
おいて一緒に逃げてね！

【家具転倒防止パネル】



備蓄食料の無償配布

三島市では計画的に備蓄食料を購入しており、今年度中に賞味期限切れとなる備蓄食料を啓発用として自主防災組織や学校、各種団体に無償提供しています。希望する場合は、危機管理課までご連絡ください。

1 提供する食料 アルファ米、缶詰パン

2 提供数

アルファ米：原則、1団体50食まで

缶詰パン：希望数提供可能

※提供数は、個別にご相談ください。

3 その他

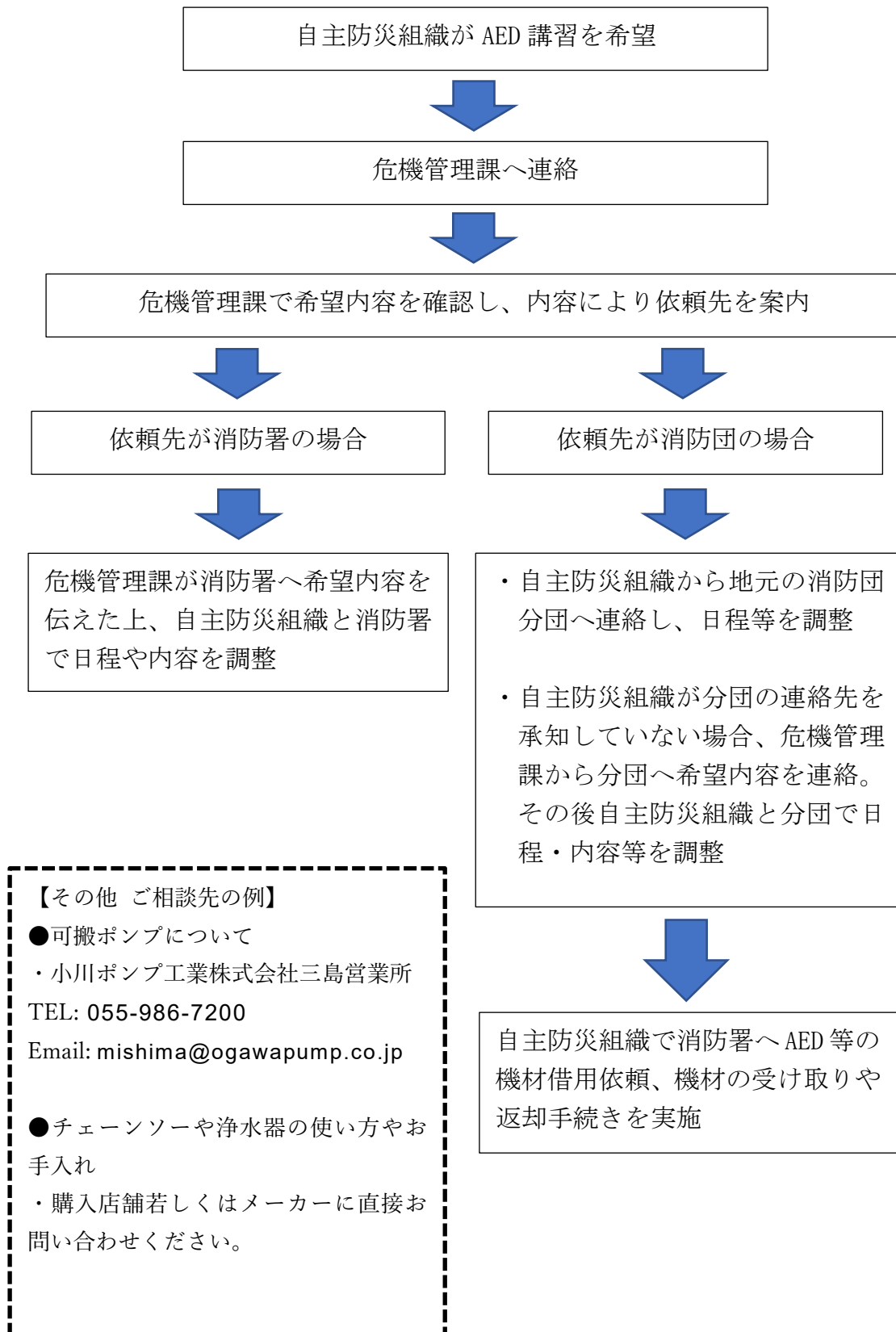
食料により期限切れとなる期日が違いますので、ご了承ください。また、在庫に限りがありますので、先着順とさせていただきます。



防災訓練時の提出書類

区分	説明	訓練前				訓練後
		提出・申込み先	自主防災訓練予定申込書(実施計画書)	消火栓、防火水槽使用届	出前講座・訓練実施依頼書	各種報告書
防災訓練の実施	消火、炊出し、避難誘導、安否確認訓練などのすべての防災訓練	危機管理課	○			自主防災訓練実施報告書
消火栓・防火水槽を使用する訓練	消火訓練等で消火栓、防火水槽を使用する訓練実施	危機管理課	○	○		消防水利使用報告書
水消火器、オイルパンの貸出し	借用を希望する場合には空き状況を危機管理課に確認してください。	危機管理課	○			
地震体験車	空き状況を危機管理課に確認してください。毎年12月までの週末(特に日曜日)はほとんど予約済となっています。	危機管理課			○	
出前講座	危機管理課職員が希望に応じた防災のさまざまな内容の講話や災害図上訓練を実施します。	危機管理課			○	
市民トリアージ研修会	災害時にけがをした人程度を手早く判断する市民トリアージの講師を派遣します。	NPO法人災害・医療・町づくり	詳細は3-⑦を参照 (交通費込15,000円 うち1/2以内の補助)			
自衛隊による防災教室	災害時に役立つ知識や技能を有する現役自衛官の講師を派遣します。	自衛隊三島募集案内所	詳細は3-⑧を参照			
日本赤十字社の講習	減災セミナー、包装食作り(炊き出し)などの各種講習に赤十字講習指導員や赤十字奉仕団員を派遣します。	福祉総務課	詳細は3-⑨を参照 (2ヶ月前までに問合せ)			
AED(消防職員で指導)	消防署で指導を行います。(1日1団体のみ)	危機管理課	○		○	
救護(三角巾等)・AED講習(消防団で指導)	消防団で指導する救護(三角巾等)講習, AED講習	地元消防団	○			
備蓄食料の提供	今年度中に賞味期限が切れる市で備蓄している食料を提供します。 ・アルファ米(1団体50食まで) ・缶詰パン(希望数可能)	危機管理課	口頭で依頼			

AED 講習を依頼する場合のフロー



三島市家具転倒防止事業

- 家具の固定器具の取り付けが自力では困難な世帯を対象に、家具転倒防止器具の取り付けを行います。
- 取り付け費用は家具5品まで無料、家具転倒防止器具の料金は自己負担
- 申請期限 令和7年2月末まで

《対象者》

- 満65歳以上の者（年度内に満65歳に達する者を含む。）のみの世帯
- 満65歳以上の者及び満18歳未満の者（年度内に満18歳に達する者を含む。）のみで構成されている世帯
- 次のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けている者を含む世帯
（ア 肢体障害者1,2級 イ 視覚障害者1,2級 ウ 肢体、視覚のうち、2以上の複合により、総合的な等級1,2級）
- 療育手帳の交付を受けている者を含む世帯
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む世帯
- 介護保険法に基づく要介護者、要支援者（介護保険被保険者証に要介護、要支援の記載をうけていること。）を含む世帯
- 難病医療助成を受けている者を含む世帯
- ひとり親世帯のうち満18歳未満の者を扶養している世帯
- 上記の対象者を重複して構成されている世帯



三島市感震ブレーカー設置事業費補助金

三島市では、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、地震による住宅の出火及び延焼を居住者が自ら防止することにより、被害の減少並びに市民及び地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカーの設置をする者に対し、補助金を交付します。

1 補助対象者

- ・自ら所有し、又は居住する三島市内の住宅に感震ブレーカーを設置する者
- ・三島市内に新築する一戸建ての住宅に設置する者

2 対象製品

(一社)日本配線システム工業会が定める規格で、感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の構造及び機能を有するもの(右下の写真参考)

3 補助の対象

感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費

【参考：概算工事費】

- ・内蔵型の分電盤タイプで約7万から10万円
- ・後付け型の分電盤タイプで約3万円



4 補助額 補助対象経費の3分の2以内の千円未満を切り捨てた額

(上限：25,000円) 但し、新築する住宅に設置する場合 10,000円

5 補助回数 1人につき1回限り

6 申請期間 令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)

小中学生の防災訓練への参加

高齢化社会の進行などにより、地域の防災力の一層の強化が必要とされているため、小中学生が地域の防災訓練に参加し、防災の担い手として育てていくことが重要です。

【小中学生が参加する効果】

- 小中学生の「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」という防災意識の向上に繋がる
- 継続することで即戦力として、また防災活動の担い手として期待することができる

【地域でお願いしたいこと】

- 小中学生へ防災訓練参加の呼びかけ
- 様式集「地域防災訓練参加証明書」への署名または押印

中学校では地域の防災訓練へ参加した際、『地域防災訓練参加証明書』に「署名」または「押印」をもらうよう指導されています。当証明書へ事前に押印し訓練参加時に生徒へ配布するか、生徒が持参したものにサイン又は押印をお願いします。

【訓練時の小中学生の参加例】

- 救護訓練
- 地域内の情報収集
- 住民の安否確認
- バケツリレー
- 炊き出しの手伝い
- 災害用トイレ設置
- 発電機、可搬ポンプの操作補助
- 高齢者・障がい者の避難支援



【シャルマンコーポ町内会 ジュニアレスキュー